

事務局職員（書記）

事務局長

吉田 征弘

次長

竹村 陽子

主幹

三村 真司

（開会時刻 午前9時30分）

三村主幹	只今から新見市農業委員会第11回総会を開催いたします。本日の出席ですが25名で、欠席の委員は6番三上委員、11番宮脇委員、推進委員7番後藤委員でございます。ではまず最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。
会長	皆さん、改めましておはようございます。農繁期も一段落して一息ついておられることと思いますが、今度は祭りの時期になりまして、農繁期が終わると秋祭りのシーズンになりますが、多くの神社がコロナ対策と称しまして神輿もなし、直会もなく神事のみのようなようです。部外者のいない小さな集落でも、やる人の総代長の考えで、ほとんどがやらない方向にいったるように思います。行事も復活してほしいなと思っております。延期中の委員会の視察もやる方向で、今農政部会長と検討中ですので、また追って連絡をしたいと思っております。さて農地利用状況調査ですが、少しは進んだでしょうか。もう提出されている方もおられるようですが、我々もまだ半分弱くらいです。何年もされている委員さんは、割合やりきれんんじゃないかと思えます。神山委員は今年3年目でだいぶ方向がわかってきたのではないのでしょうか。一番苦勞されているのは哲多関係じゃないかなと思えます。しっかり頑張ってくださいたいと思えます。それでは本日もよろしくお願いいいたします。
三村主幹	ありがとうございました。続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は4番赤井委員に先導をお願いいいたします。
赤井委員	「農業委員会憲章」の先導
三村主幹	ありがとうございました。それではここからの進行は会長よろしくお願いいいたします。
会長	それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をよろしくお願いいいたします。 それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、9番藤本委員、10番神山委員にお願いいいたします。 続きまして日程2「議事」に入ります。議案第52号農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いいいたします。

吉田局長	<p>今回の議案についてでございますが、第3条の申請が9件ございました。まず1番でございますが、現地確認を10月26日に行っております。場所は上刑部、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2名でございます。売買価格は記載の通りでございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号でございます。譲受人は、経営農地はすべて耕作されており、耕作に必要な機械を所有しております。また農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして、信託ではないので適用はございません。第4号、譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして、農作業に従事すると見込まれますので該当はございません。第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第6号、許可申請にかかる農地は貸人の所有農地であり、転貸には当たらないので該当はございません。第7号ですが地元耕作者へ売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はございません。以上この所有権移転につきましては、申請書類は揃っており、取得後のすべての用地を利用すること、耕作に必要な機械を保有しており、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また地元耕作者への売買であり地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
宮本委員	<p>11月8日に3人で現地調査をいたしました。県道北房川上線の上刑部郵便局より100mほど新庄寄りに入った所でありまして、別に問題はないと確認しました。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第52号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

会 長	<p>全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第52号2番の議案について事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>それでは続きまして2番でございます。確認を10月26日に行っております。場所は哲西町八鳥、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2名でございます。売買価格は記載の通りでございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は9月に別段の面積を定めておりまして、当該地区の下限面積0.1aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが空き家に付随した農地を売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はございません。以上この所有権移転につきましては、申請書類は揃っておりすべての農地を利用すること、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また空き家に付随した農地を売買するものであり地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
奥津委員	<p>確認日は11月5日、三上委員と奥津賢司委員と私3人で確認いたしました。場所は野馳小学校の手前100mの所の右側でございます。これは9月の総会の際に出ていたものでございます。特に問題ございませんでした。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第52号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第52号3番の議案について事務局の説明をお願いします。</p>

吉田局長

それでは続きまして3番でございます。現地確認を10月27日に行っております。場所は神郷下神代、現況地目は田3筆、畑11筆の計14筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は生薬、野菜、果樹、作業従事者は3名でございます。売買価格は記載の通りでございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが空き家に付随した農地を売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はございません。以上この所有権移転につきましては、申請書類は揃っておりすべての農地を利用すること、この方は農業用機械を所有されていないものの転入前から農業の経験があり、機械を使わずに農作業に取り組むという農耕で農業を行われる予定であり、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また譲渡人が耕作できないため空き家に付随した農地を売買するものであり、地域調和も問題ないことなどから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

会長

この件について関係地区委員の説明を求めます。

仲田代理

確認日は11月7日、大原委員、信谷推進委員と現地のほうを確認してまいりました。今事務局が言われたように機械は使わないということでありまして、大丈夫ですかと聞いたら自然農法するから大丈夫と言われました。現状は田んぼのほうは一応もう耕運してあって、今年まで作っておいりましたんで耕運したやつをかえしていくと。それで譲渡人のほうに連絡をして確認しますと、譲渡人の耕作面積が●●●●で渡した申請土地が●●●●で100㎡ほど違うんだけどどうなってるんだろうかと聞いたら、全部空き家バンクのほうのお世話になった、不動産屋さんのほうへ全部任せていると。全部してるんで、100㎡っていうのは2ヶ月ほど前でしたか、畑のほうへ駐車場なんかしてるんでそれを確認に行ったんですが、そういう部分が入っているんだろうかなと思っただけですが、墓地なんかも全部譲渡人のほうへ一応面倒みてもらうようお願いしてる。譲渡人が死ぬと墓じまいをしてお寺のほうへ永代供養もお願いしてるんだということで別段問題はないと思いますが、とりあえず3反5畝ほどの田んぼがありますんで、いくら自然農法と言っても近所周りに迷惑が4かからないようにしてねとは言ったんですけども。生薬ということで、製薬会社へ出すらしいんですけども初めて聞いた漢方でした。以上です。

会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第52号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続きまして議案第52号4番と5番について事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>それでは4番と5番が関連していますので、合わせて概要を説明いたします。4番の譲受人は5番では譲渡人となっております。4番と5番の土地はすぐ近くに位置しております。4番の土地は譲受人の土地に隣接した土地で、この土地を購入し耕作面積を増やし、効率的に耕作できるようにするというものです。さらに4番の譲受人が所有している土地の中で、5番の譲受人の農地に三方を囲まれた農地があります。その農地を今度は5番の譲受人のほうに譲渡いたしまして、5番の譲受人の耕作の効率をよくするというものでございます。それでは個々について説明いたします。まず4番ですが確認を10月26日に行っております。場所は上市、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稲、作業従事者は1名でございます。売買価格は記載の通りでございます。売買価格は4番と5番で、10a当たりでは違うんですが、実際に譲渡する金額は同じ金額での譲渡ということになっております。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、第1号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積10aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが地元耕作者に売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はございません。以上この所有権移転につきましては、申請書類は揃っておりすべての農地を利用すること、また機械につきましては、稲刈りに使用する機械を所有していないものの必要な農作業を委託しておりまして、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また隣接した農地を所有する地元耕作者へ売買するものであり、地域調和も支障ないことなどから農地法第3条第2項各号には該当しないため、</p>

許可要件のすべてを満たしていると考えます。5番につきましてですが確認日は同じ10月26日で、同じ上市で現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転で、作物は水稻、作業従事者は2名でございます。売買価格は記載の通りでございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、1号から4号及び第6号は該当ございません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積10aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが地元耕作者に売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はございません。以上この所有権移転につきましては、申請書類は揃っておりすべての農地を利用すること、また機械につきましては、稲刈りに使用する機械を所有していないものの必要な農作業を委託しておりまして、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また隣接した農地を所有する地元耕作者へ売買するものであり、地域調和も支障ないことなどから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。

眞壁委員

11月8日に泉推進委員と調査しました。場所は●●●●●●●の北の交差点から、信号機から千屋方面に180号線を100mほど行った所を、南に同じぐらい下った所にあります。4番については事務局の説明通り、そのすぐ横が申請者の土地なんで利便性を考えて購入したものだと思えます。5番ですが、これについてはもともと譲受人の土地を小作に出して、場所的に機械の進入が難しく、申請人の要請に基づいて購入したということで、ちょっと考えたら登記的な売買かなと思うんですがそういうことではないです。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長

ご意見、ご質問ございませんので、議案第52号4番と5番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続きまして議案第52

号6番と7番は関連がありますので、一緒に事務局の説明をお願いします。

吉田局長

それでは6番と7番につきまして、まず概要について説明いたします。6番と7番は同じ家族間の贈与で譲受人は同じ方になっております。6番は夫から妻への贈与で、7番は祖父から孫へ贈与するというものです。個々について説明いたしますと、6番につきましては確認を10月26日に行っております。場所は大佐小阪部、現況地目は畑1筆でございます。面積につきましては世帯全体で耕作している面積と、譲渡人と譲受人それぞれ個人名義の面積を記載しております。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は果樹で作業従事者は5名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが夫から妻へ贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はございません。以上この所有権移転につきましては、申請書類は揃っており、引き続きすべての農地を利用すること、耕作に必要な機械を所有していること、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また現在家族で耕作している農地のうち夫名義のものを妻へ贈与するものであり、地域調和も支障ないことなどから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。7番につきましても同じ10月26日に確認を行っております。場所は同じく大佐小阪部で、こちらは現況地目は畑2筆でございます。面積につきましては、さきほどと同様に世帯全体の面積と個人名義の面積を記載しております。移動の理由は贈与による所有権移転で、作物は野菜で作業従事者は5名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが祖父から孫へ贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はございません。以上この所有権移転につきましては、申請書類は揃っており引き続きすべての農地を利用すること、耕作に必要な機械を所有しており、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また現在家族で耕作している農地のうち祖父名義のものの一部を孫へ贈与するものであり、地域調和も支障ないことなどから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
宮本委員	11月8日に山田委員と後藤委員と3人で現地調査をいたしました。事務局の報告の通りピオーネを作っておる所がございまして、現状は間違いがございませんので承諾してください。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
仲田代理	これは一応家族間の●●●●●㎡の土地を耕作してるということで、今回旦那さんのほうから奥さんのほうへ旦那さんが持つてる分を全部贈与すると。おじいさんから孫へいくのは生前贈与かなと思うんですけども、旦那のほうから嫁さんのほうへいくといたらどうなのかなど。家族間のことなんであまり詮索はしないんですけども、家族間の中が調和が良くなってないのか。家族間の中の調和はいいんですけども何らかの理由で贈与するんだと。ここで登記料まで払って贈与する理由がよくわからないんですけども、そのへんはどうですか。
宮本委員	ちょっと耳にしましたけど、公の場ではちょっと言えませんので家庭の事情でということをお願いします。
会 長	他にご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	他にご意見、ご質問ございませんので、議案第52号6番と7番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続きまして議案第52号8番の議案について事務局の説明をお願いします。
吉田局長	続きまして8番でございまして。確認を10月26日に行っております。場所は哲西町上神代、現況地目は田1筆でございまして。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稲、作業従事者は1名でございまして。次に農地法第3条第2項各号の状況でございまして、まず第1号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はござ

いません。第7号ですが地元耕作者である甥へ贈与するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はございません。以上この所有権移転につきましては、申請書類は揃っており、引き続きすべての農地を利用すること、機械につきましては田植え、稲刈りに使用する機械を所有していないものの必要な農作業は委託されており、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また地元耕作者である甥へ贈与するものであり地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

会 長 この件について関係地区委員の説明を求めます。

奥津(忠)委員 確認日は11月2日、三上委員、奥津委員とで確認いたしました。場所は●●●●から国道180号を約300mくらい行って、その角を左に曲がって橋を渡った所の右側の3枚目でございます。田んぼでありました。間違いありません。

会 長 事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長 ご意見、ご質問ございませんので、議案第52号8番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第52号9番について事務局の説明をお願いします。

吉田局長 続きまして9番でございます。確認を10月27日に行っております。場所は西方、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は使用貸借権の設定、作物は野菜、作業従事者は7名でございます。今回3条の申請が許可されれば、引き続き今回4条の農業用機械置き場及び農道ということへの許可申請を行う予定にしております。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、貸人が管理できないため借受人と使用貸借権の設定をするものであり、本

件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので該当はございません。以上この所有権移転につきましては、申請書類は揃っており、一部の農地は農業用機械置き場及び農道への農業用施設用地への転用を予定しておりますが、それ以外のすべての農地を利用すること、耕作に必要な機械を所有しており、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また貸人が管理できないため使用貸借権を設定して耕作するものであり、地域調和も支障ないことなどから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

会 長 この件について関係地区委員の説明を求めます。

倉脇委員 11月6日に溝尾推進委員と2人で現地確認しております。場所は新見インターチェンジから矢崎方面へ、伯備線の線路をくぐった所の左手になります。貸人が保全管理することができないということで、借り手を探しておられるところだったんですが見つかったということです。どうぞよろしくをお願いします。

会 長 事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長 ご意見、ご質問ございませんので、議案第52号9番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続きまして議案第53号農地法第4条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

吉田局長 それでは続きまして第4条の申請でございますが、このたび2件申請がございました。それでは第1番から説明いたします。確認を10月26日に行っております。場所は小阪部、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は墓地で、転用理由は現在の墓地は通行が不便な所にあるため、自宅近くの申請地に新たに移転するというものです。工事期間は許可日から令和2年12月末としております。この申請地は甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。現在の

墓地は通行が不便な所にあり、維持管理が困難なため申請地に移転するもので、申請人が所有する土地で申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ではありますが、土地造成費及び墓石移転費は記載の通りですべて自己資金でございます。以上です。

会 長 この件について関係地区委員の説明を求めます。

宮本委員 確認を11月8日に後藤委員と山田委員とで現地調査をしました。非常に前の墓地が便利の悪い所であったために、前々から移転したいという考えがあったそうです。現状を見ましたが、別に問題がございませんのでよろしくをお願いします。

会 長 事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長 ご意見、ご質問ございませんので、議案第53号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして議案第53号2番の議案の説明を事務局からお願いします。

吉田局長 それでは続きまして2番でございます。確認を10月27日に行っております。さきほど3条で使用貸借権の設定を許可していただいた西方、現況地目は畑1筆でございます。転用目的につきましては農業用機械置き場及び農道で、転用理由はまとまった農業用機械置き場がないため、新たに申請地に農業用機械置き場と農道を整備するというものです。工事期間は許可日から令和2年11月末です。この申請地は甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。申請地はさきほど使用貸借権を認めていただきました土地でありまして、転用に対して所有者からの承諾を得ております。申請人は農地所有適格法人として耕作地を広げ事業を展開されておりますが、そのための農業用機械をまとめて置く場所がないため、申請地に農業用機械置き場と農道を整備するもので、申請人が所有する土地で申請地に代えて利用できる適当な土地

	<p>はなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載の通りですべて自己資金でございます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について地区委員の説明を求めます。</p>
倉脇委員	<p>さきほどと同じく11月6日に溝尾推進委員と現地を確認しております。場所は同じです。よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第53号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお2件とも面積が30a未満のため県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいでしょうか。</p> <p>(はい)</p>
会 長	<p>それでは諮問不要として許可を決定いたします。続きまして議案第54号農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>それでは次に第5条の申請につきまして、今回は3件申請がございました。まず1番について説明いたします。現地確認を10月26日に行っております。場所は坂本、現況地目は畑2筆でございます。転用目的は太陽光発電設備用地でございます。転用理由は平成19年頃から耕作をしておらず、今後も耕作の見込みがないので、土地の有効活用のため太陽光発電設備を整備するというものでございます。契約の種類は賃借権の設定で、賃借料は記載の通りです。工事期間は許可日から6ヶ月です。この申請地は甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。長年にわたり休耕しており今後も耕作見込みがない</p>

	<p>ので、土地の有効活用のため、農地以外の土地も合わせまして一体的に太陽光発電設備を設置するというもので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、記載の通りですべて自己資金です。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。</p>
眞壁委員	<p>11月4日に泉推進委員と調査しました。場所は市道円田バス停の上30mぐらいの所です。転用理由はこの通りで、ただわりと管理はされております。問題ないと思います。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>
仲田代理	<p>事務局にお尋ねをいたします。2種農地への太陽光発電、たぶんこれが第1号だと思うんですけども、これに対する事務局からの申請書等々はどのようなものを提出してもらいましたか。</p>
吉田局長	<p>一件前に大佐のほうであったんですが、このたび提出していただいたのは、今回隣地承諾というのが申請地に接するすべての土地所有者の承諾ということで、すべての方からの隣地承諾をいただいております。それから会社のほうから会社の定款なり計画につきましての図面を提出していただいております。以上です。</p>
会 長	<p>隣地承諾は厳しくとっておるようです。他にご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第54号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、本件は許可妥当といたします。続きまして議案第54号2番の議案について事務局の説明をお願いします。</p>

吉田局長	<p>それでは続きまして2番の議案について説明いたします。現地確認を10月27日に行っております。場所は金谷、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は擁壁設置でございます。転用理由は、申請地は譲受人の車庫の上側に接した農地で、法面が崩壊しないように申請地に擁壁を設置するものです。契約の種類は売買による所有権移転で、価格は記載の通り、工事期間は許可日から2ヶ月です。この申請地は都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地と考えます。現在申請地の下に譲受人の車庫があり、車庫を建設した際に土のうで補強されていたようなんですが、劣化しておりまして法面崩壊の恐れがあるということで、防護のために申請地に擁壁を設置するというもので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、記載の通りですべて自己資金でございます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。</p>
伊達委員	<p>11月4日、逸見会長、三輪委員と私の3名で現地を確認しております。場所は●●●●●●●●の手前、北側の1本入った所で奥へ100mぐらいの所です。とくに問題はないと思います。よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>事務局、関係地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第54号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当といたします。続きまして議案第54号3番の議案について事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>それでは続きまして3番でございます。現地確認を10月26日に行っております。場所は下神代、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は住宅用地です。転用理由は、借受人は県外から転入されて実家に暮らしておられますが、家族が多く手狭なために実家近くの申請地に木造平屋建て住宅を建設するものです。契約の種類は賃借権の設定で、賃借料は記載の</p>

通りです。建ぺい率も記載のとおりです。工事期間は許可日から12月末日までです。この申請地は甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。借受人は県外から転入され実家に暮らしておられますが、家族が多く手狭なために新たに実家近くの申請地に住宅を建築するもので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画でございますが、記載の通りですべて自己資金でございます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。

仲田代理

今事務局からの通りでございますが、現地確認のほうは11月7日、大原委員、信谷推進委員と現地のほうを確認しております。転用理由なんですけども、借受人の両親がいるんですけども近年入退院のほうを繰り返すようになりまして、借受人本人のほうも子どものほうがもう独立して、広島のほうへいたんですけども、親のことも心配だし新見市は人口減るばかりなんで帰ってきたらどうかと言ったら、それなら帰ろうかということになりまして、急きょいろいろ周りの実家のほうの土地のほうも探したんですけども、適当な土地がないと造成費が高くつくということで3、4年前に隣で1軒同じような理由で平屋の家をしてるんですけども、その隣のほうへさせてもらえないだろうかということで、一応分筆のほうをして、そういうことということで話をしております。別段問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。

会 長

仲田委員は当事者なので退席をお願いします。

(仲田代理退室)

会 長

事務局、関係地区委員の説明が終わりました。これについて補足説明を大原委員のほうからお願いします。

大原委員

さきほどからもう説明すべてされてるんで何もありません。よろしくお願ひします。

会 長

それでは関係地区委員と大原委員の説明が終わりましたので、これについてご意見、ご質問はございませんでしょうか。

神山委員

工事期間は造成だけですか。

大原委員	ここもう造成っていうか前回同じような案件が出てて、たぶんそのときにある程度されてるからすぐできるんじゃないかなとは思いますが。
会 長	12月31日までに建物が全部建つんですか。
大原委員	でしょう。平屋で。
会 長	他にご意見、ご質問ございませんか。
	(意見、質問なし)
会 長	ございませんので、議案第54号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。
	(仲田代理入室)
会 長	なお3件とも面積が30a未満のため県農業会議への諮問は不要となりますが、諮問不要としてよろしいでしょうか。
	(はい)
会 長	では諮問不要として許可を決定いたします。続きまして議案第55号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	今回新規の貸付が8件出ております。借受人は農業従事者、農機具なども揃っており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。1番から説明します。1番が土橋、畑1筆、5年の賃貸借、2番が上市、田1筆、5年の使用貸借、3番が神郷下神代、田2筆、10年の使用貸借、4番が同じく神郷下神代、田2筆、4年4ヶ月の使用貸借、5番が同じく神郷下神代、用悪水路を含め田5筆、10年の使用貸借、6番が哲多町蚊家、田2筆、5年の賃貸借、7番が哲西町大野部、田2筆、5年の賃貸借、8番が同じく哲西町大野部、田4筆、5年の賃貸借となっております。なお、1番から5番及び8番については農地中間管理事業に

逸見(則)委員	<p>わかりました。現地確認を11月3日、井藤委員、宮脇委員、小川委員、と私で行いました。場所は県道大野部哲多線の大野部寄りの2軒目の家、この申請人の住所が新見市●●となっておりますが、この方の実家でございます。実家は家のちょうど眼下に見えるような農地でございます。この農地は利用権設定で今まで作られておったんですが、その方は牛を飼う方でこの土地に牧草を撒いて作られておったんですが、どうも貸付人の方が気に入らないということで、なんでかと言いますと、牧草は刈るんですけど周りの草が刈ってもらえないということであったようです。そのことを近所の方と雑談の中で話をしたら、それなら私に作らせてもらえないかということになって、その話がとんとん拍子に進んだようでございまして、そのことを貸付人の方に、借り手のほうの方に話をしたらすごい怒られたそうでございます。それで私に相談がございまして、私が中に入ったような格好で借り手の方に話と判子をもらいに行ったんですけど、そのときも怒っておられました。でも私も知り合いだったものですから理解納得をしていただいて、このような運びとなりましたのでよろしく願いいたします。以上です。</p>
奥津(賢)委員	<p>調査日11月2日、三上委員、奥津委員、それから私、それから借受人の4名です。場所はJAより●●方面へ約500m行った所から、県道大野部東城線へ分かれて東城方面に約800m進んだ所の左手のあたりです。こちらきれいに田んぼを整備されておりました。それから8番の所の隣地でございます、7番8番が同じ借受人になられる方だと思います。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。新規についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第55号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、新規は決定といたします。続きまして再設定について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>再設定が2件出ております。10番については農地中間管理事業によるものです。いずれも今まで耕作されてきたものの継続ですので問題はない</p>

	と考えます。再設定については以上です。
会 長	再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員の方より補足説明がありますか。 (ありません)
会 長	補足説明ございませんようなので再設定についてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第 5 5 号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め再設定は決定といたします。ここでちょっと休憩といたします。 ～ 休憩 ～
会 長	議案第 5 6 号現況証明にかかる現況認定について事務局の説明をお願いします。
吉田局長	これちょっとページ数がないんですが、今 1 1 ページまで終わりました次が 1 2 ページということで、次のが取り下げの予定になりますので、この現況証明を 1 2 ページとしたいと思いますので、1 2 ページとしてこれから説明させていただきますのでよろしくお願いします。それでは現況証明にかかる現況につきまして 3 件申請がございましたので、議案第 5 6 号第 1 番から順にご説明させていただきたいと思います。1 番につきましては確認を 9 月 2 5 日に行っております。場所は哲多町大野、台帳地目は畑 2 筆でございます。理由は昭和 6 1 年頃から耕作をしておらず原野となっているというものでございますが、申請地は荒れており申請通り原野と認められると考えます。2 番と 3 番につきましては隣接した土地ですので併せて説明いたします。確認を 1 0 月 2 6 日に行っております。場所は菅生、3 番は台帳地目は田 1 筆、畑 1 筆の計 2 筆で、現況地目は山林になっているというもので、4 番は台帳地目は田 3 筆、現況地目は 3 番と同じく山林になっているというものでございます。理由はそれぞれ農地として利用し

ていたというものなのですが、平成の始めかそれより前ぐらいであるかもしれないませんが、その頃から耕作をやめて植林、雑木の繁茂により現状は山林となっているというものでございます。申請地につきましては申請通り山林と認められると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。

小川委員

1 番の案件ですけれども 1 1 月 3 日に逸見委員さん、宮脇委員さん、井藤委員さん、私と 4 名で現地確認いたしました。場所は県道下神代哲多線、哲多町大野地区から田淵に抜ける市道 2 k m くらい入った所に集会所がありました。そこの近くでありました。2 筆とも続きの土地で山裾にありまして、奥側に墓地がありましたけれども、その関係で少しは草刈りはできているようですけれども、長年耕作もされておりませんし立木もあったということで原野として認めるということでありました。よろしく願いいたします。

眞壁委員

1 1 月 4 日に倉脇委員、泉推進委員と調査しました。場所は福本ふれあいセンターから南東へ約 3 0 0 m ぐらいの所で、完全にこれはスギの木と雑木の山となつてまして立ち入りできませんでした。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。

仲田代理

1 番の件についてなんですけども、今小川委員の説明を聞くとだいたいあのへんかなと思って想像するんですけども、ここは基盤整備をした所じゃないですかね。

小川委員

その土地は基盤整備をしてないです。山裾です。具体的に言うと●●●●●●●●の隣です。

会 長

他にご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長

他にご意見、ご質問ございませんので、5 6 号 1 番 2 番 3 番の認定に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長	全員賛成と認め、認定いたします。続きまして農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について事務局の説明をお願いします。
吉田局長	先ほども申し上げたんですが、農地改良届につきましてはこのたび取り下げがありましたので、今回は削除させていただきます。それで会長からありました農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用につきまして説明をいたします。1番につきまして確認を10月2日に行っております。場所は西方、現況地目は田1筆でございます。転用目的は携帯電話無線基地局の新設で、転用理由は当該地域の携帯電話のサービスの向上を図るというもので、契約の種類は賃借権の設定となっております。工事期間は令和2年11月1日から30日までとなっております。申請地は農振農用地であります。総務大臣の許可を受けた認定通信事業者であり農振除外の許可、農地転用の許可を要さないこととなっております。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
倉脇委員	11月8日に溝尾推進委員と2人で確認しております。場所は●●●から東へ300mぐらいの所になります。ちょっと草が生えていて場所がはっきりしませんでした。この枠の中のほうかなということはわかんと思えます。以上です。
会 長	続きまして令和元年9月豪雨に伴う災害時の応急措置・復旧に係る農地の形状・用途の変更について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	今回この届出が1件出ております。これは農地法施行規則に基づいて、非常災害等により公共事業で行う復旧のための転用は許可がいらぬということがありますので、このような手続きを行っております。確認を10月26日に行いました。場所は上熊谷地内、現況地目は田、変更内容は盛土への形状変更で、変更期間は恒久となっております。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
赤井委員	作業前の9月20日に確認に谷岡委員とうかがいましたが、このあいだ11月3日に前を通ってみると完全に復旧できておりましてきれいにできておりました。異常ありません。
会 長	続いて法務局照会について事務局の説明をお願いします。

吉田局長	<p>法務局照会につきまして今回は3件出ております。確認をいずれも10月13日に行いました。1番につきましては現況地目は宅地1筆でございます。昭和46年頃から宅地として利用されているというものでございます。2番の場所も神郷下神代で、登記地目は畑、現況地目は原野2筆でございます。平成の最初頃から耕作を放棄し原野になっているというものでございます。3番の場所につきましても同じく神郷下神代で、登記地目は畑、現況地目は原野1筆でございます。同じく平成の最初頃から耕作を放棄し原野になっているというものです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より報告をお願いします。</p>
仲田代理	<p>確認日は10月15日、大原委員と信谷推進委員と現地のほうを確認しております。1番につきましては、場所はJRの神代駅から西方向に●●●●●というのがあるんですけども、そこからさらに50mほどの土地でございまして、宅地で家が建っておったんですけども、それを解体をしておりました。それで更地として売るのに現況証明をしたかったんだろうなと思っております。現況の通り宅地となっております。2番につきましては場所は182号線●●●●●の入口逆に西方向に50mほど行った所にありまして、ここも原野となっております。もともとここはあまり作ったような形跡がありません。畑として水の便が悪いので僕ら子どもの頃から全然作ってるような感じはありませんでした。3番につきましてもこれも2番と同じ土地の並びでございまして、●●m²今籾殻をいっしや置いておりましたが、ここも原野で間違いなからうと思っておりますのでよろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。続きまして完了届について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>完了届が2件出ております。1番が哲多町矢戸地内、農地法第4条による農地嵩上げへの転用で9月25日に完了となっております。2番が神郷油野地内、農地法第4条による墓地への転用で9月30日に完了となっております。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。</p>
井藤委員	<p>きれいに完了しておりました。</p>

大原委員	1 1月7日確認しました。きれいな墓地ができておりました。以上です。
会 長	次に利用権設定中途解約について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	利用権の中途解約が1件出ております。場所が哲多町蚊家、田2筆、牧草地で貸し付けておられましたが、田の周りの草刈をしてもらえないため農地の状況が悪化するということで、隣の田んぼの所有者に耕作してもらうとのことでした。先ほど逸見委員さんからもご説明がありました通り、議案第55号の経営基盤強化の6番の通り利用権設定の申請を提出されたものです。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。
逸見(則)委員	これは先ほど説明した通りであります。5年契約だったんですが、あと2年ちょっと残っていたんですが解約が合意したという報告であります。以上です。
会 長	ありがとうございます。続きまして日程3協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願いします。
事 務 局	(ありません)
会 長	協議事項は事務局からないそうなので、続きましてその他ですが事務局からありますか。
吉田局長	事務局からお手元にアンケートを2件配布させていただいております。これは岡山県農業会議を通じて、新見市の農業委員会へ依頼があったものです。一つファイルに入ったほうは岡山大学の教授からの依頼ということで、中に封筒が入っていると思います。依頼文書がついてると思うんですが、この依頼文書にも書いてありますが2週間程度を目安にさせていただいて、各自でこの封筒に入れて投函していただくということになっておりますのでよろしくをお願いします。もう一つのほうは県庁のほうからなんですが、人・農地プランに関する農業委員へのアンケートということで、これにつきましては農業委員会のほうでまとめて提出するということになっております。もし時間がありましたらこの人・農地プランに関する農業委員会のアンケートは本日この終了後に書いていただいて、ここへ提出していただければと思います。もし今日はもう時間がないという方につきましては次回でも結構なので、次回のときかそれまでに機会があれば農業委員会のほうへ提出ということでご協力のほうをよろしくお願いたします。

	以上です。
竹村次長	<p>続きまして連絡を2件させていただきます。まず一つが前回後藤委員さんからご質問のあった、今日ご欠席でおられないんですけども、災害関係で残土処理などの地目変更について、市のほうでやってもらえるのかというご質問があった件なんですけれども、農林課の耕地係災害復旧の担当のほうに聞いてみましたら、地目変更するには、これは名義変更を市にするわけではないので、手続きとしては所有者の方が行っていただくということになります。ただこれは現況証明を農業委員会で発行して登記を変えらるということになりますので、事務上の手続き、書類を揃えたりするのは市のほうですることともできるということです。ただこれお金がかかることなんで、皆さんたいい農地を外すと言われると雑種地とかそういうのになると税金も高くなるのでそのままにされてる方もいらっしゃるようです。ということでした。よろしいでしょうか。</p>
会 長	結局どうするということですか。
竹村次長	結局所有者の意思に任せる。
会 長	所有者がしなければなくてもいい
竹村次長	はい。現況だけ変えてほしいということになれば課税上の地目だけ変えていただくと、これも所有者のほうで申し出をしていただくようになると思います。
竹村次長	<p>もう1件が先ほど出席簿の隣にご案内を置かせていただいたのと、それとお手元に研修会のご案内をお配りさせていただいております。12月11日に岡山プラザホテルにおきまして、令和2年度市町村農業委員農地利用最適化推進委員研修会が開催されます。これは1時半から岡山プラザホテルで行います。市のマイクロバスを予約しておりますので、参加される方は当日10時20分集合、この南庁舎の玄関前へ集合していただきまして、10時半にマイクロバスが出発いたします。途中吉備サービスエリアで昼食をとっていただく予定となっておりますのでよろしくお願い致します。出欠の表を出席簿の所に置いておきますので○×をつけていただきたいと思います。よろしくお願い致します。今日まだ出欠がわからない方は後日連絡をしていただきたいと思います。当日はマスクの着用を必ずお願いしたいと思いますのでよろしくお願い致します。以上です。</p>
三村主幹	それでは次回の総会についてですが、12月10日(木)午前9時30

	分から、ここ同じ会場なんですけど南庁舎1階1Cという所で開催をいたします。また1月15日(金)予定といたしましては通常通り9時30分からということでしょうか。
小田委員	部会のほうから先月も話し合いをしたんですが、今年の研修が日帰りで行こうと1月という話になっていたんですが、今ちょっと相談しまして12月に忘年会をしようかと。今までやったことがないんで、今まで通りの新年会というのやるんですが、忘年会をやったらどうかなという今案が出てるんですが、皆さんの意向はどうでしょうか。よろしいでしょうか、進めて。今この10日というのがなんで木曜日にしたのかなと思ったんですが進めてもよろしいですか。
会 長	(はい)
小田委員	すみません、賛成の方、挙手をお願いします。
	(挙手)
小田委員	ありがとうございます。全員賛成ということで。12月の日にちはどうしましょう。都合悪い日があったら教えてください。
会 長	10日の午後といたら会場が取れないかもわからないので、11日研修から帰った後。行かない者は晩だけ来てください。
小田委員	総会の会場が取れないということで総会は10日にして忘年会を11日、研修の後ということでよろしくお願いします。
会 長	11日の18時。場所は3つぐらいに分かれるかもわからないけど。会場が取れなければ。28人だから9人ずつ3箇所。おそらく11日は取れるでしょう、どこか。 他に何かございますでしょうか。一応1月は15日になってますが、時間は9時半ですが毎年この日に新年会をやるんですが、また変わるかもしれません。
仲田代理	先月の委員会のとき言ったんですけども申請書類の提出期限についてなんですが、どっちみち25日から20日に変えるということを広報なりでお知らせしないとイケないんで、いつそのこと10日ぐらいに日にちをして猶予を長いほうがいいんじゃないかと思うのが、翌月の10日前後に農業委員会をする。それにかけるのに土日がかかりますんで、下手すると

仲田代理	<p>書類まわってきて委員会までの日にちが数少ないときがあるんです。そうすると現地へ行くのに仕事したりしてるとなかなか時間がないということもあるんで、そのへんを皆さんにご協議願えればなど。事務局のほうの考えもあると思うんですけども、これは即決しなくてもどっちみち新年度からということになると思うんですけども、それを皆さん考えといてもらえればと思うんです。それと僕の案件のときに工期のことを言われたと思うんですけども、工期が12月末になってたと思うんですけども、浄化槽も12月中には入るといような下水道課との話もできておりますので、18日が下水道の合併浄化槽の入札日ということで、なんとかかんとか12月いっぱいには終わるだろうと。もし終わらない場合は工期延期願を出しますんでよろしく申し上げます。</p> <p>(閉会挨拶)</p>
	<p>(閉会時刻 午前 11 時 50 分)</p>